

1.2 HTML 文書の作成基準

特許庁に送信する各種書類を HTML で作成する際のきまりについて説明します。

1.2.1 HTML文書で使用できるイメージ

HTML 文書では、図面、表、数式、化学式、外字などは、イメージデータとして記述してください（罫線素片や上付、下付などの修飾で表現できる場合は除きます）。

■図の内容とイメージ形式の対応

図の内容と対応するイメージ形式を、四法ごとに以下に示します。

四法	図の内容	イメージ形式	カラー
特許 实用	図面	GIF BMP	モノクロ 2 値 ^{※1}
		JPEG (JFIF のみ) ^{※2 ※4}	グレースケール ^{※3}
意匠 商標	線で描く図	GIF BMP	モノクロ 2 値 ^{※1}
	色彩を付した図 濃淡のある図(薄墨など 明度差のある図) カラー写真、白黒写真	JPEG (JFIF のみ) ^{※2 ※4}	フルカラー ^{※5}

※1： BMP の場合、必ずカラーはモノクロ 2 値で保存してください（モノクロ 2 値になっていないイメージが書類に含まれる場合、エラーが表示されますので、イメージをモノクロ 2 値で作成しなおしてください）。

GIF の場合は、「インターネット出願ソフト」で自動的にモノクロ 2 値に変換されます（モノクロ 2 値になっていないイメージが書類に含まれる場合、警告が表示されますが、自動的にモノクロ 2 値に変換されます。送信ファイルを印刷して、イメージの出力結果に問題がなければ、そのまま出願してください）。透過 GIF 形式は使用しないでください。

※2： JPEG には、JFIF 以外にも様々な形式があります。特にデジタルカメラでは、JFIF でない形式の JPEG が採用されている場合が多くあります。その場合、イメージソフトで JFIF 形式の JPEG に変換してからご使用ください。「JFIF」以外の形式は、エラーになります。また、プログレッシブ形式は使用できません。

※3： グレースケール以外の場合、イメージソフトでグレースケールに変換してください。
グレースケールは、8bit (256 階調) のみ使用可能です。

※4： 写真はできるだけ JPEG で保存してください。

※5： フルカラー以外の場合、イメージソフトでフルカラーに変換してください。
フルカラーは、RGB カラーのみ使用可能です。

■使用できるイメージファイルの規定

使用できるイメージ形式には、モノクロイメー（GIF、BMP）とカラーイメー（JPEG）があります。カラーイメーは意匠・商標の出願・中間書類・審判固有の書類のみで使用できます。

特許、実用新案（審判固有の書類を除く）では、グレースケール（JPEG）が使用できます。

四法	項目名	イメー形式	画素密度、 イメーの最大サイズ (横×縦：X×Y)	備考
特許 実用	【図n】 【意見の内容】 【証明に係る事項】 添付物件など	GIF BMP JPEG (グレースケール)	200dpi、300dpi、400dpi (ドット数が200dpiの範囲を超え たら300dpiになり、300dpiの範囲を 超えると400dpiになる) mm換算……………170×255mm 200dpi時……………1338×2007ドット 300dpi時……………2007×3011ドット 400dpi時……………2677×4015ドット	特許+実用の全 書類で共通。 ただし、【配列 表】のみ、JPEG は使用できませ ん。
意匠	【○○図】 (図面、図面代用写 真) 【説明図】(特徴記 載書) ※見本/ひな型はオンラ イン対象外	JPEG (フルカラー)	200dpiのみ mm換算……………150×113mm ドット換算……………1181×889ドット	カラー写真、白 黒写真はすべて JPEGで作成
		GIF BMP	400dpiのみ mm換算……………150×113mm ドット換算……………2362×1779ドット	
商標	【商標登録を受け ようとする商標】 【防護標章登録を 受けようとする商 標】	JPEG (フルカラー)	200dpiのみ mm換算……………150×150mm ドット換算……………1181×1181ドット	推奨サイズは 80×80mm または 150×150mm
		GIF BMP	400dpiのみ mm換算……………150×150mm ドット換算……………2362×2362ドット	
意匠 商標 審判	【意見の内容】 【弁明の内容】 【上申の内容】 【補充の内容】 【早期審査に関する 事情説明】 【証明に係る事項】 記部の記事*1	JPEG (フルカラー)	200dpiのみ mm換算……………154×246mm ドット換算……………1200×1933ドット	
		GIF BMP	400dpiのみ mm換算……………154×246mm ドット換算……………2400×3866ドット	
意匠 商標 審判	添付物件	JPEG(フルカラー) GIF BMP	200dpiのみ mm換算……………154×246mm ドット換算……………1200×1933ドット	

※1： 特許、実用新案の審判固有の書類にはフルカラー（JPEG）のイメージが使用できますが、そのイメージを補正する場合の補正書はXML系のため、フルカラーのイメージが使用できません。補正する場合は、グレースケール（JPEG）またはモノクロイメー（GIFまたはBMP）での補正となりますのでご注意ください。

《参考》 アプリケーションソフトによっては、「ドット（dot）」を「ピクセル（pixels）」とよぶことがあります。
また、画素密度を「解像度」または「dpi」とよぶことがあります。

 注意

- インターネット出願ソフトでは、イメージの解像度 (dpi 情報) は無視され、ドット数からイメージの大きさを判断します。
イメージのドット数がわかっている場合、インターネット出願ソフトでの大きさ (cm) は、以下の計算式で求めることができます (1inch=2.54cm で計算)。
<200dpi になるイメージの場合> $\text{ドット数} \div 200 \times 2.54 \div \text{長さ (cm)}$
<300dpi になるイメージの場合> $\text{ドット数} \div 300 \times 2.54 \div \text{長さ (cm)}$
<400dpi になるイメージの場合> $\text{ドット数} \div 400 \times 2.54 \div \text{長さ (cm)}$
- XML 系書類の場合、元のイメージを 200dpi で作成しても、ドット数が横 : 1338、縦 : 2007 を超えている場合は、300dpi と判断されます。
- XML 系書類の場合、元のイメージを 300dpi で作成しても、ドット数が横 : 2007、縦 : 3011 を超えている場合は、400dpi と判断されます。
- 図面代用写真以外の図表、線図、化学式等の作成は、GIF 形式または BMP 形式 (いずれもモノクロ 2 値) をご利用ください。
※ JPEG は図面代用写真 (顕微鏡写真) の質の向上を予定して利用可能としています。JPEG 形式を利用した場合のデータ容量は GIF 形式または BMP 形式 (いずれもモノクロ 2 値) を利用した場合より 8~10 倍程度を要することになり、手続書類のデータ容量が増加する要因となります。手続書類のデータ容量の増加はオンライン手続のみならず、公報へも影響してきます。